

令和6年第11回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和6年11月7日（木）午後3時00分から午後3時20分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室
- 3 出席委員（8名）

会	長	8番	宮本	敏郎
委	員	1番	増田	榮
		2番	鈴木	憲司
		3番	長崎	光男
		4番	野村	斗士夫
		5番	長谷川	貴子
		6番	岩井	秀喜
		7番	朝倉	友子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 令和6年度第4次農用地利用集積計画の承認について
 - 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
 - その他
- 6 出席職員

農業委員会事務局長	金子	治
農業委員会事務局班長	青木	秀直
農業委員会事務局主事	下田	智大
- 7 農地利用最適化推進委員（8名）

日暮	秀男	竹本	英二	岩竹	一哉	岩田	公夫
後藤	良和	青木	秀樹	眞仲	健司	齊藤	博之

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（金子治）

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和 6 年第 1 1 回栄町農業委員会総会を開会します。

本日の委員 8 名中 8 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、3 番長崎光男委員、4 番野村斗士夫委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の青木氏と下田氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（金子治）

はい。それでは、1 ページ、議案第 1 号 整理番号 1 について、ご説明いたします。場所につきましては、2 ページをご覧ください。

農地の所在は、龍角寺字東、地目は登記簿・現況共に畑、面積は 386 m²です。

譲渡人、譲受人及び経営面積は、記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可を申請したものでございます。

譲受人の労力総数は 2 人、申請事由は、譲渡人が「農地の処分」、譲受人が「隣接農地取得による規模拡大」になります。

それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第

1号の全部効率利用要件及び同項第4号の農作業常時従事要件、これらは問題ないと思われます。

次に、譲受人は法人ではなく、また、信託行為ではありませんので、同項第2号の法人要件及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止には該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は畑で、譲受人は許可後に露地野菜を作付けする計画なので、問題はないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を鈴木委員から報告願います。

○2番（鈴木憲司）

現地を確認してまいりました。

申請地は、譲受人宅の隣接農地になります。

篠竹が生えておりますが、刈取りされており、特に問題はないと思われます。以上です。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号1については、許可することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号 令和6年度第4次農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金子治）

はい。それでは、3ページ 議案第2号 整理番号1について、ご説明いたします。場所につきましては、4ページから6ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が布太字宮耕地、地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は134㎡他6筆で、合計4,328㎡です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人及び経営面積は、記載のとおりです。

また、10a当たりの賃借料は1俵で、期間は令和6年11月20日から令和16年11月19日までの10年間となっております。

本件は、農地中間管理事業を活用した賃貸借権の設定になります。

農地の中間管理権を取得する千葉県園芸協会が、貸手と借手の間に入り、農用地の転貸を行うものです。

借受人については、地域の担い手農家になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

○5番（長谷川貴子）

はい。

○議長（宮本敏郎）

どうぞ。

○5番（長谷川貴子）

請方の一筆があるんですが、なぜ1俵なのでしょう。

○4番（野村斗士夫）

布太も基盤整備していますので、1.5俵のはずですが。

○事務局長（金子治）

園芸協会が間に入って貸手と借手のお互いの合意の下に1俵としたものであって、町長から意見を求められた内容をそのまま議案としておりますので、ご了承ください。

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか。

○5番（長谷川貴子）

はい。

あと、借手の管理が、遊休農地の調査で見たように、借手の管理が問題なんです。

○事務局長（金子治）

適正な管理がされていないときは、園芸協会を通じて指導などの対応をするように農業委員会の意見を付して回答したいと考えています。

○議長（宮本敏郎）
よろしいですか。

○5番（長谷川貴子）
はい。

○議長（宮本敏郎）
他にありませんか。他に発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。
議案第2号 整理番号1を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）
挙手全員、よって、議案第2号 整理番号1については、原案のとおり決定しました。

○議長（宮本敏郎）
次に、議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1について事務局の説明を求めます。
なお、この案件については、長谷川委員に関する議案ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、ここで退席をお願いします。

（長谷川委員退席）

○事務局長（金子治）
はい。それでは、7ページ、議案第3号 整理番号1について、ご説明いたします。
整理番号1の農地につきましては、以前、農地中間管理事業を活用し賃貸借権の設定をした農地になります。
今まで耕作していた借受人の事情により、農地を転貸人である千葉県園芸協会に返却し、従前と同じ契約内容で、新たに借受人のみを変更し、賃貸借権の設定を行うものでございます。
場所につきましては、10ページをご覧ください。
整理番号1 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,373㎡他4筆で、合計13,157㎡です。
内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人及び経営面積は、記載のとおりです。
また、10a当たりの賃借料は1.5俵になります。
期間は令和6年11月20日からとなり、既に農地中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となります。
借受人につきましては、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ない

と思われます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号 整理番号1について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第3号 整理番号1については、農業委員会として意見がない旨、回答することに決定しました。

長谷川委員は、入室して着席をお願いします。

（長谷川委員着席）

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案第3号 整理番号2から整理番号4までについては、いずれも農業委員会等に関する法律第31条第1項の適用のない農地中間管理事業に関する案件なので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（金子治）

はい。それでは、8ページから9ページにかけて、議案第3号 整理番号2から整理番号4までについて、一括してご説明いたします。

整理番号2の農地につきましては、整理番号1の農地と同様、以前、農地中間管理事業を活用し賃貸借権の設定をした農地になります。

今まで耕作していた借受人の事情により、農地を転貸人である千葉県園芸協会に返却し、従前と同じ契約内容で、新たに借受人のみを変更し、賃貸権の設定を行うものでございます。

なお、整理番号2から整理番号4までの農地につきましては、須賀地区の農地になります。

須賀地区は今年の3月に須賀地区地域計画が策定されました。

地域計画により定められた農地は、新規に農地中間管理事業を活用し賃貸権の設定をする場合は、全て農用地利用集積等促進計画で対応することになります。

場所につきましては、11ページから17ページをご覧ください。

整理番号2 農地の所在が須賀字町田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で

面積は1,142 m²他3筆で、合計4,539 m²です。

次に、整理番号3 農地の所在が須賀字扇田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,579 m²他3筆で、合計9,543 m²です。

次に、整理番号4 農地の所在が須賀字下割、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,000 m²です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人及び経営面積は記載のとおりです。

また、10a当たりの賃借料はいずれも1.5俵相当額になります。

期間は、整理番号2が令和6年11月20日からとなり、既に農地中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となります。

整理番号3及び整理番号4の期間は、令和6年11月20日から令和16年11月19日までの10年間となっております。

この借受人については、地域の担い手農家と認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号 整理番号2から整理番号4までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

異議なし、とのことですので、議案第3号 整理番号2から整理番号4までについて、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第3号 整理番号2から整理番号4までについては、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

なければ、以上をもちまして令和6年第11回総会を閉会します。

○事務局長（金子治）

起立、礼、ご苦労様でした。

午後3時20分閉会